

2025年4月より、「総合取引約款」「株式等振替決済口座管理約款」「保護預り約款」「非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」「振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「Naito Web サービス取扱規定」を以下の新旧対照表の通り改定いたします。

「総合取引約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(省略)</p> <p><u>(契約締結時等交付書面(取引報告書))</u></p> <p><u>第26条 当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立した時には、遅滞なく取引報告書を交付します。(電磁的方法による交付を含む。)</u></p> <p><u>2.記載内容について不審な点がある場合は、すみやかに当社に直接ご連絡ください。</u></p> <p><u>(取引残高報告書)</u></p> <p><u>第27条 当社は、期間内の取引内容及び取引後の残高を記載した取引残高報告書を交付します。(電磁的方法による交付を含む。)</u></p> <p><u>2.お取引がある場合は3ヶ月に1回、お取引がなく残高のある場合は1年に2回、信用取引や先物取引などの未決済建玉がある場合は毎月末作成し、取引残高報告書を交付します。</u></p> <p><u>3.取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項をご承認いただいたものとして取扱います。取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。</u></p> <p><u>4.記載内容について不審な点がある場合は、すみやかに当社に直接ご連絡ください。</u></p>	<p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(口座廃止の取扱い)</p> <p>第<u>28</u>条 (省略)</p>	<p>(口座廃止の取扱い)</p> <p>第<u>26</u>条 (省略)</p>
<p>(約款の適用)</p>	<p>(約款の適用)</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>第29条 (省略)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>(契約の締結の拒絶)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>(解約事由)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>(その他)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2025年4月</u></p>	<p>第27条 (省略)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>(契約の締結の拒絶)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>(解約事由)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>(その他)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2023年10月</u></p>

「株式等振替決済口座管理約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(省略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第27条</p> <p>(省略)</p> <p>5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。 )については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>(省略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第27条</p> <p>(省略)</p> <p>5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>

改定後(2025年4月～)	現行
①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (省略)  以上 <u>2025年4月</u>	①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (省略)  以上 <del>2023年10月</del>

「保護預り約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
(省略) (お客様への連絡事項) 第9条 (省略) 4.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。) については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (省略)  以上 <u>2025年4月</u>	(省略) (お客様への連絡事項) 第9条 (省略) 4.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。  ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (省略)  以上 <del>2023年10月</del>

「非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
(省略)	(省略)

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>若しくは<u>勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項</u>(以下、「<u>廃止通知書等記載事項</u>」といいます。))の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項</u>、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項</u>」を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3<u>第20項</u>において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13<u>第33項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合</u>」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は特定</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3<u>第19項</u>において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13<u>第32項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は<u>非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年</u>(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合におい</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、<u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供</u>の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は<u>非課税口座廃止通知書記載事項</u>を受理することができません。</p> <p>2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする</u>場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は<u>電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供</u>します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p>	<p><u>て、当該廃止通知書の交付</u>の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2. 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定又は</u>特定累積投資勘定が設けられていたとき</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付 <u>又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供</u> します。</p> <p>(省略)</p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2(省略)</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、</u></p>	<p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の <u>非課税管理勘定又は</u> 特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき <u>非課税管理勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該 <u>非課税管理勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の <u>非課税管理勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る <u>非課税管理勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該 <u>非課税管理勘定</u>、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(省略)</p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2(省略)</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等</p>



改定後(2025年4月～)	現行
<p><a href="#">廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、</a>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>
(省略)	(省略)
(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)	(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)
<p>第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び<a href="#">同条</a>第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p>	<p>第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p>
<p>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等又は<a href="#">租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等</a>で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合にお</p>	<p>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>いて、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</p> <p>(省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等</u>で次の各号に定めるものを受け入れることができません。</p> <p>(省略)</p> <p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条</p> <p>(省略)</p> <p>3. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技</p>	<p>株式等を除く。)</p> <p>(省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める<u>上場株式等</u>を受け入れることができません。</p> <p>(省略)</p> <p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条</p> <p>(省略)</p> <p>3. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技</p>



改定後(2025年4月～)	現行
<p>術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(非課税口座の開設について)</p> <p><u>第10条</u> 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2. 2028年<u>10月</u>1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合若しくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合又は廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」</u>の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、</p>	<p>術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(非課税管理勘定の変更手続き)</u></p> <p><u>第10条</u> お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、<u>勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p><u>2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</u></p> <p>(非課税口座の開設について)</p> <p><u>第11条</u> 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>非課税管理勘定</u>、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2. 2028年<u>1月</u>1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p><a href="#">(特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)</a></p> <p><a href="#">第11条 お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</a></p> <p>(省略)</p> <p>(有償増資等により取得する上場株式等について)</p> <p>第15条 有償増資により取得する上場株式等について、非課税管理勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れを行わないことといたします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第16条(省略)</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 2025年4月</p>	<p>(新設)</p> <p>(省略)</p> <p>(有償増資等により取得する上場株式等について)</p> <p>第15条 <a href="#">2024年1月1日以降は、租税特別措置法施行令第25条の13第31項及び同条第12項第10号に掲げる</a>有償増資により取得する上場株式等について、非課税管理勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れを行わないことといたします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第16条(省略)</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は<a href="#">国内に</a>恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 2024年12月</p>

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(省略)</p> <p><u>(未成年者口座開設届出書等の提出)</u></p> <p><u>第2条</u> お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の14の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p><u>2.</u> 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p><u>3.</u> お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p data-bbox="107 1169 517 1198"><u>(未成年者口座廃止届出書の提出)</u></p> <p data-bbox="107 1217 1104 1345"><u>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</u></p> <p data-bbox="107 1410 378 1439">(継続管理勘定の設定)</p>	<p data-bbox="1160 156 1464 185"><u>書」の提出をしてください。</u></p> <p data-bbox="1131 204 2132 767"><u>4. お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されま</u> <u>す。</u></p> <p data-bbox="1131 786 2132 1102"><u>5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</u></p> <p data-bbox="1131 1169 1211 1198"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1131 1410 1648 1439"><u>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</u></p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限り)の1月1日に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場</p>	<p>第3条 <del>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)</del>は、<del>2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限り)の1月1日に設けられます。</del></p> <p><del>2. 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</del></p> <p><del>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)</del>は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限り)の1月1日に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>



改定後(2025年4月～)	現行
<p><a href="#">株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)</a>につき、<a href="#">当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)</a>又は継続管理勘定において処理いたしません。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条(省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(省略)</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条(省略)</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>(省略)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<a href="#">お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)</a>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるや</p>	<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条(省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、<del>同日に</del>設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>(省略)</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条(省略)</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>(省略)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p><u>むを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)</u>及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>(省略)</p> <p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p>第12条(省略)</p> <p><u>2. 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</u></p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第13条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する「<u>出国移管依頼書</u>」の提出をしてください。</p> <p>2. 当社が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と</p>	<p>① <u>災害等による返還等</u>及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>(省略)</p> <p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p>第12条(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第13条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3. 当社が、<u>「<a href="#">出国移管依頼書</a>」</u>の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に<u>「<a href="#">同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」</a>」</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>(省略)</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第18条(省略)</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第19条 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(省略)</p> <p>(課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(第15条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場</p>	<p>時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3. 当社が、<u>「<a href="#">出国移管依頼書</a>」</u>の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>(省略)</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第18条(省略)</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等<u>「<a href="#">事由</a>」</u>による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第19条 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等<u>「<a href="#">事由</a>」</u>による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(省略)</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(<del>未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、</del>課税未成年者口座への受入れである場合には、第15条に規定する上</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p>	<p>場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を<del>未成年者口座又は</del>課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して<del>未成年者口座又は</del>課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2024年<del>以後</del>の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限りまず。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「<u>非課税口座開設届出書</u>」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p>	<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2024年<del>以降</del>の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限りまず。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して<del>非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)</del>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で<del>特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)</del>が締結されたものとみなします。</p>
<p>(本契約の解除)</p> <p>第29条(省略)</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提</p>	<p>(本契約の解除)</p> <p>第29条(省略)</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法<del>施行令</del>第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出が</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに同条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>2025年4月</u></p>	<p>あったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>2023年10月</u></p>

「振替決済口座管理約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(省略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11 条</p> <p>(省略)</p> <p>5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>2025 年4月</u></p>	<p>(省略)</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11 条</p> <p>(省略)</p> <p>5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>2023年10月</u></p>



「一般債振替決済口座管理約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(省略) (お客様への連絡事項) 第11条 (省略) 5.当社は、第2項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。 )については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (省略) 以上 <u>2025年4月</u></p>	<p>(省略) (お客様への連絡事項) 第11条 (省略) 5.当社は、第2項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (省略) 以上 <del>2023年10月</del></p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(省略) (お客様への連絡事項) 第11条 (省略) 5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。 )については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>(省略) (お客様への連絡事項) 第11条 (省略) 5.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>

改定後(2025年4月～)	現行
<p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (省略)</p> <p>(解約等) 第16条 (省略)</p> <p>⑤お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、 <u>当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>2025年4月</u></p>	<p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (省略)</p> <p>(解約等) 第16条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>⑦やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <del>2023年10月</del></p>

「Naito Web サービス取扱規定」新旧対照表

改定後(2025年4月～)	現行
<p>(省略) (サービスの範囲) 第2条 お客様は、本サービスにおいて、お客様の口座に係るお取引残高、お取引履歴の照会、投資情報および法令諸規則に基づく電磁的方法による交付等が認められている書面のうち当社が定める書面の閲覧を行うことができます。 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2025年4月</u></p>	<p>(省略) (サービスの範囲) 第2条 お客様は、本サービスにおいて、お客様の口座に係るお取引残高、お取引履歴の照会および投資情報の閲覧を行うことができます。 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年10月</u></p>

以上